

国河環第 号
国河治第 号
国河防第 号
平成17年10月 日

各 地 方 整 備 局 河 川 部 長
北 海 道 開 発 局 建 設 部 河 川 計 画 課 長
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長
各 都 道 府 県 土 木 主 管 部 長
各 政 令 指 定 都 市 土 木 主 管 部 局 長 あ て

河川局 河川環境課長

治 水 課 長

防 災 課 長

激特事業及び災害助成事業等における多自然型川づくりアドバイザー制度の運用について

平成2年より当面パイロット的に実施された多自然型川づくりは、現在、災害復旧を含めた全ての河川整備において実施されているところである。

その中でも、激特事業や災害助成事業等では、一連区間の河川整備を大規模かつ短期間のうちに実施することが多いため、事業の実施にあたっては、その川が本来有していた良好な河川環境の保全や自然景観の保全・創出に、より一層の配慮が必要となる。

一方、これらの事業では被災後の迅速な対応が求められることから、調査・検討の期間が限られる等の制約があり、多自然型川づくりを効果的・効率的に推進するためには、事業者に対して工学や生態学等の必要な知見を適切に提供していくことが有効である。このため、平成16年災害対応の一部の激特事業において、専門家により事業者に対するアドバイスを試行的に実施しているところであるが、今般、多自然型川づくりに関して広範な知識を有するアドバイザーを選定し、事業者の要請に対して助言を行う体制を整備することとした。

については、別紙のとおり「激特事業及び災害助成事業等における多自然型川づくりアドバイザー制度運用要領」を定め、平成17年9月以降に発生した災害を対象として運用することとしたので、遺憾なきよう取り図らわれたく通知する。

(別紙)

激特事業及び災害助成事業等における多自然型川づくりアドバイザー制度 運用要領

1. 目的

本要領は、激特事業及び災害助成事業等において、多自然型川づくりに関して広範な知識を有するアドバイザーを選定し、事業者の要請に対して助言を行う「激特事業及び災害助成事業等における多自然型川づくりアドバイザー制度」(以下「本制度」という。)の運用に関する基本的事項を定めることにより、「多自然型川づくり」のより一層効果的・効率的な推進を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

(1)本制度は、以下に示す事業について適用する。

- ・ 河川激甚災害対策特別緊急事業(激特)
- ・ 河川災害復旧等関連緊急事業(復緊)
- ・ 河川等災害関連事業(関連)(一定計画に基づいて実施するもの)
- ・ 河川等災害復旧助成事業(助成)

(2)以下に示す事業については、災害の規模、従前の河川環境の状況等を踏まえ、必要に応じ、本制度を活用することができるものとする。

- ・ 河川等災害関連事業(関連)((1)に該当するものを除く)
- ・ 河川等災害復旧事業(単災)

3. アドバイザー派遣までの全体的な流れ

(1)事業者から本省へのアドバイザー派遣要請

被災状況調査等を経た結果、事業者が、2.に該当すると判断した場合には、被災状況調査結果等を添えた上で、地方整備局等の本局事務局(多自然型川づくり(直轄もしくは補助)担当)経由で本省事務局(河川局河川環境課多自然型川づくり担当)に対し、アドバイザーの派遣を要請する。……[発災後原則として2ヶ月以内]

(2)本省から国土技術政策総合研究所へのアドバイザーの人選依頼

本省事務局は、事業者からの要請内容を河川局内関係課とともに確認した上で、アドバイザーの派遣が必要と判断された場合は、国土技術政策総合研究所事務局(環境研究部河川環境研究室)(以下、「国総研事務局」という。)に対し、アドバイザーの人選を依頼する。

(3) アドバイザーの人選・依頼

国総研事務局は、被災の状況、被災箇所ならびに周辺の河川環境の状況等を踏まえ、大学、国土技術政策総合研究所もしくは独立行政法人土木研究所等に所属する専門家のうちから、2名程度のアドバイザーを選任し、本人に依頼するとともに、その結果を本省事務局に報告する。 ……[派遣要請後速やかに]

(4) アドバイザーと事業者の調整

事業者は、本省事務局から本局事務局を経由してアドバイザー決定の連絡を受け、アドバイザー本人と調整し、現地踏査の日程を決定する。なお、アドバイザーからの助言を事業計画等に十分反映・活用するため、現地踏査は適切な時機に行うよう配慮する。

4. 本制度の実施にあたっての留意点

事業者は、アドバイザーと綿密に連絡を取り、協同して効果的かつ円滑な現地踏査等を実施することとする。

また、アドバイザーから受けたアドバイスを事業計画等に有効に反映・活用するため、生物・生態学的見地だけでなく、工学的見地も含めて総合的・多面的に検討するものとする。

なお、各河川の特性を十分に踏まえる必要があることから、各河川で日常的に助言を得ている地域の学識者等の意見にも積極的に配慮するものとする。

5. その他

事業者は、現地踏査時のみならず、事業の進捗に応じて、アドバイザーからの必要な助言を受けつつ事業を実施する。